

住民の皆様から寄せられました設置選挙、議員定数等に関するご意見

区 分	住民の皆様からの声
設置選挙を望むご意見	議会議員の任期については、合併と同時に町村長と同じく解散すべきである。交付税も少なくなり、町の財源も苦しくなる今日、議員の私利私欲にとらわれ、在任特例任期を使い2年間の延長は止めてほしい。
	議員さんは、自分だけよいことをしてはいかん。合併と同時に解散しなさい。
	合併を機会に町長、議員は同時に選挙し、選管の費用も節約すべきであり、よって合併特例は適用しないように望む。
	議会議員の在任特例は駄目ですよ。みんな早く辞めて、その金は住民福祉に使うとよい。
	合併はよし。しかし、在任特例を適用するとは、財政貧困時の今、議員殿町民の為の選択かな。
	協議会だより6号でも、伊野町区長会からの「要望書」等やご意見箱コーナーにも議会の在任特例は早くあきらめ、首長と議員は同時選挙 - これが住民の本当の声だろう。
	特例はとるべきでない。堂々と選挙して、合併後の'いの町'丸をこぎだしてください。新町長、新議員さんに期待しています。
	私たちが選んだ吾北村議会議員は平成16年10月15日が任期です。3町村の合併が10月1日と聞いておりますが、任期14日しかない議員が在任特例とかで居残るようなことは絶対反対です。
	新町になると同時に新町長、議会の選挙をして「新しい町」としてスタートする方が、望ましいという住民が多いようです。私もそのうちの1人です。在任特例を使い2年間の将来を見極める必要はありません。いさぎよく町長、議会の同時選挙をしてほしい。
	三町村が合併した日から、新しい「いの町」、我々は「いの町民」となる。議会などからは、継続性、一貫性など心配してもらわなくて結構であり、必ず議会解散を。理由の如何を問わず、色々なしがらみを残す在任特例は絶対反対だ。 “新しい革袋に、新しい酒”となるように、新町長、新議員の一括同時選挙で、新しい「いの町」の出発が大切だ。
	在任特例反対。11月8日の高知新聞によると、法定合併協議会の議員定数等検討小委員会が（在任特例）を適用と、各町村の議員さんは、任期については住民の意志と大きく、異なっていると思います。特例を適用すると1億円あまりの費用が必要とのこと、他の有意義な使い方をしてもらいたいと思います。41人も議員が必要でしょうか。合併の期日が16年10月1日は、吾北村の議員任期に合わせたものと聞いています。違法では無くても虫がよすぎると思います。
	合併後の議員の定数が41人とは幾分どう見ても多すぎるのではないか。
議員の在任特例を使わないでほしい。町長と同じく合併時には設置選挙をすべきではないか。	

区 分	住民の皆様からの声
設置選挙を望むご意見	伊野町の議会の動きは理解できたが、町の財政的な問題に絞って考えれば、26名にすべきと考える。住民の声を十分に聞いてほしい。特に伊野町議会が1人1人リードすべきと考える。
	本年開催された伊野町区長会の折、議会議員は「設置選挙」すべき旨の意見も述べ文書でも申し入れもした。7区の住民にも説明もし、理解も得ている。議員の定数任期についてそれぞれの立場のお考えをお聞かせ願う。
	吾北村の議会議員の任期が平成16年10月半ばということは、合併期日予定後2年間延長される吾北議員は度が過ぎているのではないか。
	町民の多くは、2年間の特例行使することには反対しているのではないか。その判断手法でアンケートなども検討されてはどうか。また、特例を行使する2年間議員歳費の差額と、41人の議員が入る議場経費にどのくらいかかるものか示されたい。24名であれば、議事堂を直す必要がないので経費がかからないという意見も聞いている。
	町議の定数は、町の台所にふさわしくすべきではないか。町議の選出は、合併直後に行うべき。在任特例は望まない。また、議員に関することは、議員に決めさせるのではなく、別組織で決めてはどうか。
	議員も人口にあった定数でスタートしてほしい。新任であるので在任特例を使いもう少し勉強したいというような声を聞くが、教員など新任ベテランの区別無く着任したときから同じ責任のもとに仕事をしている。議員も例え1年しか在任していないといえどもきちんと勉強して責任を果たしてほしい。合併後すぐ議員を定数にすれば、どれだけの節減が図られるか。
	町長はじめ特別職は、10月1日から即クビで選挙となっているもので、議員さんには色々事情もありましょうが、これだけ無駄な経費を使うことはおかしい話だと考える。しかも小委員会のメンバーもほとんど議員で構成され、その他委員が若干名入って審議が行われていることも聞いたが、要するに、議員の定数問題は、町長の例と同じく、特例を使わず、即設置選挙を実施して頂きたい。もし、特例を2年でも1年でも使うとなれば、東かがわ市の住民投票の報道と同じく、われわれは、必ず住民運動を行う。しかも特例を使わない場合には、設置選挙執行は、人口によらず小選挙区制が取れ、結果的に議員の激減緩和策も講じられるものと思う。
	各議員さん今までの仕事に自信を持ちましょう。設置選挙でスタートしましょう。
各選挙区における議員定数に関するご意見	議員数を伊野町の財源に応じた人数、伊野町10人、吾北村3人、本川村2人の議員定数にして合併と同時に選挙すべき。
	設置選挙賛成です。伊野町15名、吾北村6名、本川村3名。これで充分だと思います。区長会の意見を尊重してください。これが住民の声です。
	本川村から最低3名は出てもらいたい。
	合併の日をもって議会は解散とする。議員定数は25人。伊野13名、吾北8名、本川4名。
人口比だけでなく、面積も勘案して、議会議員の削減。経費削減。	

区 分	住民の皆様からの声
議員数の削減又は経費の削減に対するご意見	私は、合併はよいことと思う。議員定数の適正化を望みます。
	町職員の削減と議員定数の削減。
	議員数、町職員を効率を考え、少数精鋭で。
	職員・議員数は減らせるでしょう。
	職員、特別職、議員等を1/2減少する
	議員数、町の職員をすべて減らせ。
	議員の数を減らすように。
	まず、議員の数を減らして自らで模範を示してほしい。
	議員や特別職は町村の人数減に伴い、減って当たり前である。
	議員、職員等の人員削減、合理化。
	議員数が多すぎる。半分以下でよい。
	町議や職員数を見直し、無駄な経費を削減し、町民参加でのまちづくりを期待します。
	合併特例2年間延長はもっての他。絶対阻止したいもの。ここ不況下において喘いでいる住民の事を一考して、報酬及び定数の削減は「利害」をすてて、遂行すべきではなからうか?せっかくの「新町」発足に向け、なんのための合併か熟慮してほしい。
	特例任期をとると言う事はそれだけ人件費が支出されます。合併後は、住民の血税です。議員報酬を受け取らない本川の議員さんはすばらしいお考えではないですか。41名が無報酬であればどうぞ特例をとってください。
本川村9/3のご意見箱コーナーに対する事です。3町村議員全員無報酬で在任特例をすると言う...考え。いいご意見だと思います。延長して、合併と同時に新町議員は無報酬(ボランティア制)にすることも協議会で決定してもらえば日本一の新町となりそうだと思います。	
議員も職を解かれると給料など困ることもあるだろうが、41人も必要であるか。在任特例で2年も引っ張る必要性がどこにあるか、長くても6ヶ月と思う。	

議会議員の定数及び任期等に関する小委員会意見及び選定理由

小委員会の意見集約	選 定 理 由
<p>3 町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後、平成 1 8 年 5 月 3 1 日まで引き続き新町の議会議員として在任する。</p> <p>を小委員会の意見とする。</p>	<p>協議の結果 一部の委員からは、設置選挙すべきとの意見もあったが、在任特例を適用すべきとの意見が大勢を占めたことから、小委員会の意見としては、在任特例を適用することとした。</p> <p>【在任特例を適用する主な理由】 合併までに協議された膨大な調整事項や建設計画に基づく事業などが、合併後の予算や条例等の中で、確実に実行されるよう、合併に至るまでのプロセスを熟知した議員が、一定期間、見守ることが適当と考える。</p> <p>削減した経費を、住民の福祉や投資的経費にまわすことも大切であるが、合併によって、経費を削減するルールが敷かれる訳なので、地域のことを熟知した議員が特例法で許される一定期間残って、将来の方向を見定めることのほうが、円滑かつスムーズな合併を行うためには重要なことであると考えます。</p> <p>吾北村あるいは本川村の多くの住民からは、合併すれば、議員の数は当然のごとく大幅に減ることになるが、住民の声が行政に届かなくなるのではないかと不安の声が聞かれる。合併後、新しい町に慣れ親しみ、安心して暮らせる方向が定まるまでは、在任特例を行使し、地域のことを熟知した議員が住民の声を反映させていく責任があると考えます。</p> <p>吾北村と本川村は人口が少ないものの面積（総面積 4 7 0 . 7 1 k m<sup>2</sup>のうち伊野町は 1 0 0 . 5 8 k m<sup>2</sup>、吾北村は 1 6 1 . 4 3 k m<sup>2</sup>、本川村は 2 0 8 . 7 0 k m<sup>2</sup>）は非常に広く、広いところに住民が点在しているのが現状であり、在任特例を行使し、合併後、一定期間は、対等に議員を置くべきと考える。そうすることによって合併に対する住民の不安感も払拭され、また、それぞれの議員も、新しい町の隅々まで地理や地域の実情を知ることができ、新しいまち全体のことを考えリードしていけるだけの責務が果たせるようになるものと考えます。</p> <p>《設置選挙を実施すべきという意見》 <u>合併の目的でもある行財政の効率化を図っていくことから、設置選挙を行い、その際には、吾北村と本川村に配慮した議員定数を割り振るべきと考える。</u></p> <p>特別職が解職となるため、議員も、新しい町の住民に対して自分のきちとした方針、公約をされて選挙をして頂くのが一番理想的で公平でないかと考える。</p> <p><u>伊野町の住民グループや区長連合会から、在任特例の適用に反対する旨の要望書が出されており、この住民の声を誠意をもって受け止めるためにも、設置選挙を行うべきと考える。</u></p>

小委員会の意見集約	選 定 理 由
	<p>協議の結果 設置選挙を主張する一部の委員以外の委員においては、在任期間を、平成18年5月31日とする意見の一致が得られた。</p> <p>【在任期間の理由】 在任の期間については、合併までのプロセスや地域のことを熟知した現在の議員が責任をもって、実質上、新町のスタートとなる平成17年度当初予算を審議し、執行状況を確認した上で、平成18年度当初予算の審議を行ない、次の議員に引き継ぐことが適当と思われることから、平成18年3月議会の終了後に、在任特例終了後の一般選挙を行うべきと考える。</p>
<p>在任特例適用後の議員定数は、 20人 24人以内 26人</p> <p>の3つの案を小委員会の意見とする。</p>	<p>協議の結果 在任特例適用後の議員定数については、20人とする意見と24人以内とする意見、26人とする意見に分かれ、意見の一致を得ることができなかったことから、3案を併記して協議会に報告することとした。</p> <p>【議員定数に関する意見】 (議員定数を20人とする主な意見) ・合併本来の趣旨目的と、議会議員の倫理性を問われる観点から、26人は避けるべきであると考え。 ・現在の3町村合計の議員数は、41人と法定定数52人よりも少ない形で施行されており、経費削減という合併の精神を尊重することからも、今までの流れを踏襲して、新しい町における法定定数26人をその削減率(21%)に基づいて算出した20人が適当と考える。 ・須崎市・中土佐町の合併では人口が約36,000人で22人としているので、新しい町の人口は、約29,000人であることを考えれば20人が適当と考える。</p> <p>(議員定数を24人以内とする主な意見) ・議員定数を考えるときに、財政削減という側面だけでなく、住民の心の問題も斟酌しなければならない。20人と26人の折衷案として24人以内で調整することが適当と考える。 ・26人は多いと思われ、在任期間中に現議員さんに十分な役割を果たして頂き、その後は24人以内としてほしい。</p> <p>(議員定数を26人とする主な意見) ・合併して面積が広くなり住民のニーズを十分にくみ取れるかといった心配もあるし、また、人口の少ない村にも、少しでも多くの議員数を確保したいという考えからも、議員定数の上限の26人が適当と考える。 ・住民の多くは、合併は初めての体験で、不安を抱いており、議員としても、住民の不安に応える責務を果たせるのか心配をしている。このため、新しい町の条例では議員定数を26人とし、その後において、行政の実情を鑑み必要であれば、定数を削減することが適当と考える。</p>
<p>在任特例適用後の一般選挙における選挙区は、 設置しない。 合併後に検討する。</p> <p>の2つの案を小委員会の意見とする。</p>	<p>協議の結果 在任特例適用後の一般選挙における選挙区については、設置すべきでないという意見と合併後に検討すべきという意見に分かれ、意見の一致を得ることができなかったことから、2案を併記して協議会に報告することとした。</p> <p>【選挙区に関する意見】 (設置すべきでないとする主な意見) ・在任期間を1年8ヶ月とするので、その後の選挙において選挙区を設ける必要はないと考える。</p> <p>(合併後に検討するとする主な意見) ・人口の少ない村からは、合併後は、議員が1人も出せないという心配もあることから、在任期間中に、選挙区を設けるかどうか検討すべきと考える。</p>